

# 議会改革推進会議

## 第4回会議 次第

日時：令和4年12月14日(水)本会議終了後  
場所：議事堂第3委員会室

### 1 開 会

### 2 協議事項

- (1) ハラスメントに係る相談体制の整備について
- (2) 議会資料及び会議録等の配付の取扱について
- (3) 議会日程ポスターについて
- (4) オンライン委員会の実施に係る規定整備について  
(委員会条例の一部改正、オンライン委員会運営要綱の制定)
- (5) 富山県議会会議規則の一部改正について
- (6) 本会議場からの避難訓練等の実施結果について

### 3 その他

### 4 閉 会

#### <資料>

- ・資料 1-1 ハラスメント相談体制概要
- ・資料 1-2 ハラスメントに係る相談体制の整備について
- ・資料 1-3 富山県議会ハラスメントの防止に関する要綱(案)
- ・資料 2 議会資料及び会議録等の配付の取扱、議会日程ポスターについて
- ・資料 3 オンライン委員会の実施に係る規定整備について
- ・資料 4 富山県議会会議規則の一部改正について
- ・資料 5-1 本会議場からの避難訓練等の実施結果について
- ・資料 5-2 本会議場からの避難訓練に関するアンケート

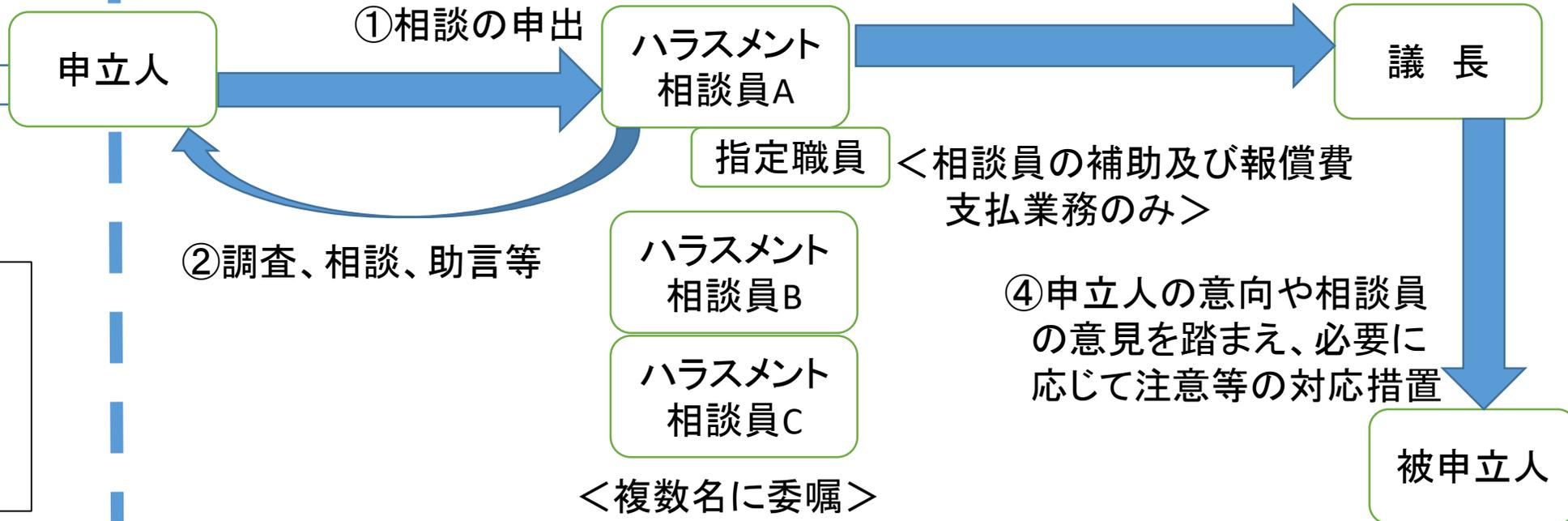
# ハラスメント相談体制概要

資料1-1

＜議会が関与しない相談方法＞  
(外部の専門機関を利用)

- 【外部の専門機関】
- ・法務局人権相談(無料)
  - ・法テラス(無料)
  - ・弁護士(有料)
  - など

＜議会における相談体制＞



## ＜基本的な考え方＞

### ①プライバシー保護への配慮

- ・関係者全員に対する守秘義務

### ②相談しやすい体制づくり

- ・ハラスメント相談員を窓口とし、申立人の意向や相談員の調査結果・意見等を踏まえ、議長への報告や被申立人への注意等の対応措置を講じる(相談、助言のみ行い、議長へ報告されないことも選択可)
- ・指定職員は相談員の補助業務のみ行い、相談内容には立ち入らない

## ハラスメントに係る相談体制の整備について

## 1 本県相談体制の基本的な考え方

## (1) 議会における自律的解決

⇒ 研修等を通じて、全議員のハラスメントに関する知識や課題への理解を深めるとともに、議長が委嘱したハラスメント相談員による相談窓口を議会内に設置

## (2) プライバシー保護への配慮

⇒ 関係者全員に対する守秘義務

## (3) 相談しやすい体制づくり（議長に知られることなく、外部への相談も可能な体制）

⇒ ・相談員が窓口となり、本人の意向や相談員の調査結果・意見を踏まえ、議長に報告（指定職員にも知られたくない場合は、外部専門機関へ直接相談）  
・指定職員は取次などの補助業務のみ

## 2 相談体制に関する要綱案（別紙） ※ 福岡県を参考に作成

第 1 条 **目的**：個人の尊厳や人格権などの基本的人権を尊重するため、男女共同参画推進法の趣旨を踏まえ、ハラスメントを根絶すること

第 2 条 **ハラスメントの定義**：パワハラ、セクハラ、マタハラ等をいう

第 3 条 **議員の責務**：自身のハラスメントとなる言動の厳禁など

第 4 条 **議会の責務**：議員の責務の遂行に資する研修の実施

第 5 条 **相談等の実施体制**：議長が委嘱する外部有識者のハラスメント相談員が窓口となり対応し、指定職員は相談員の業務補助

第 6 条 **相談事案への対応**：申立人の意向を踏まえ、相談員から議長へ報告

第 7 条 **調査協力義務**：議員の上記相談員の調査に協力する義務

第 8 条 **守秘義務**：議長、相談員、指定職員（局長、次長・総務課長、総務課補佐）など  
関係者の相談内容に対する守秘義務

第 9 条 **議長の措置**：議長は申立人の意向や相談員の意見を踏まえ、勧告などが可能

第 10 条 **対応状況等の公表**：相談の受付や対応状況等を随時公表

第 11 条 **その他**：議長が当事者の場合、副議長が対応

## 3 今後のスケジュール

今回の意見を踏まえて、要綱最終案を作成し、今年度中に相談体制を整備

## 富山県議会ハラスメントの防止に関する要綱（案）

## （目的）

第1条 この要綱は、個人の尊厳、人格権その他の基本的人権の尊重及び政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）等の趣旨を踏まえ、富山県議会（以下「議会」という。）における自律的な解決を通じて、議員によるハラスメント又は議員に対するハラスメントを根絶するため同法に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 議会における優越的な関係を背景とした言動であつて、議会活動、議員活動又は会派活動（以下「議員活動等」という。）上必要かつ相当な範囲を超え、当該言動の相手とされた者（以下「相手方」という。）の議員活動等の環境を害するもの
- (2) 議員活動等における性的な言動であつて、相手方がその対応により議員活動等において不利益を受ける等、相手方の議員活動等の環境を害するもの
- (3) 議員活動等における妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関する言動であつて、相手方の議員活動等の環境を害するもの
- (4) その他前各号に類する相手方に対する誹謗中傷、事実と反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であつて、なお、一般に許される限度を超え、身体的若しくは精神的な苦痛を与え、又は相手方の議員活動等の環境を害するもの

## （議員の責務）

第3条 議員は、公職に参画する者として高い倫理観が求められること及びハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人格権その他の基本的人権を侵害する行為であることを自覚し、議員活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。

- 2 議員は、ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先してからハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。

3 議員は、県民全体の奉仕者としての立場を自覚し、常に、かつ、何人に対しても前2項の規定に準じた行動に努めるものとする。

(啓発、研修等)

第4条 議長は、前条に定める責務の遂行に資するため本要綱の趣旨の議員への周知及び啓発に努めるとともに、議会において議員活動等に関してハラスメント事案が発生することを防止し、議会からハラスメントを根絶するため、議員に対する研修を実施するものとする。

2 議長は、ハラスメントに該当する事案の実態調査その他ハラスメントに関する情報の収集、整理及び分析に努め、その成果を前項の研修に活用するとともに、実態調査等の結果を踏まえた議会による必要な取組の推進に努めるものとする。

(相談体制の整備)

第5条 議長は、別に定めるところにより、弁護士その他ハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者数名をハラスメント相談員に委嘱する。

2 議長は、議会事務局の職員の中から指定した者(以下「指定職員」という。)を相談員の補助業務に従事させるものとする。

3 議員であってハラスメントによる被害を申し立てるもの(以下「申立人」という。)は、議長が別に定めるところにより、相談員に対し、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置(以下「被害防止措置」という。)その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

(相談事案への対応)

第6条 前条第3項の規定による相談を受けた相談員は、当該ハラスメントに関する事実を確認するため、申立人及び申立人がハラスメントを行ったとする者(以下「被申立人」という。)その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うものとする。この場合において、相談員は、議長が認める範囲において、本項に基づく業務を指定職員に補助させることができる。

2 議長は、本条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障し、相談員及び指定職員は、当該相談事案に関する秘密を厳守するとともに、調査その他の相談に関する業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

- 3 第1項の規定による調査の結果、当該ハラスメントに関し議会による被害防止措置が必要と相談員が認める場合において申立人が求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。
- 4 相談員は、受けた相談が第3項の規定に該当しないときは、申立人に対し申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。
- 5 第3項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じ、他の相談員その他の者の意見を求めることができる。
- 6 相談員及び指定職員は、第1項から第4項までの規定に基づく業務を行うに当たっては、あらゆる会派及び議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に当該業務を行わなければならない。

(調査協力義務)

第7条 前条第1項の規定により相談員及び指定職員が相談事案に関する調査を行うときは、当該事案の申立人、被申立人及び調査の対象となった当該事案の関係者は、これに協力するよう努めなければならない。

(相談事案関係者の義務)

第8条 申立人及び被申立人並びに第5条第3項の規定による相談に関わる者は、申立人又は被申立人の利益を不当に侵害しないため、第5条第3項の規定による相談を行い、又は相談が行われている旨、相談員の発言その他相談内容に関する事項を公にしてはならない。

- 2 前項の規定に反し、前項に規定する事項が正当な理由なく公になったときは、議長は、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び公にされた事項のうち事実と反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人又は被申立人の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 申立人及び被申立人並びに第5条第3項の規定による相談に関わる者（ただし、相談員を除く。）は、相談事案に関し相談員を介さず直接交渉し、又は申立人若しくは被申立人を威迫する等、相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

(防止措置等)

第9条 議長は、相談員の報告又は意見を踏まえ、当該ハラスメントに係る議会による対応として必要と認め、かつ可能な範囲において、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求め、又は勧告する等の被害防止措置を講ずるものとする。

2 議長は、被申立人が前項の規定による勧告に応じないときその他ハラスメント被害の継続又は再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、相談の内容、調査結果及び前項の措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

(対応状況の公表)

第10条 議長は、実施した相談の受付及び対応の状況、第3条に規定する者がそれぞれその責務を果たす上で参考とすべき事例等を随時公表するものとする。

(補則等)

第11条 議長、が申立人又は被申立人となった場合における第6条から第9条までの規定の特則その他本要綱の施行に関し必要な事項は、副議長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 1. 議会資料及び会議録等の配付の取扱について

区分	自由民主党	自民党新令和会	立憲民主党・県民の会	日本共産党	公明党	会派至誠
(1) 議員及び控室への配付	①	①	①	①	①	①
① 議員一人一人への配付をやめ、会派控室への配付とする ② その他	<b>【全会派意見が一致】</b> <b>議員一人一人への配付をやめ、会派控室への配付とする</b>					

## 2. 議会日程ポスターについて

区分	自由民主党	自民党新令和会	立憲民主党・県民の会	日本共産党	公明党	会派至誠
(1) 継続の有無	②	②	③	②	③	①
① 廃止する → 1会派 ② 一旦休止し、見直しを検討する → 3会派 ③ 現状を継続しながら、見直しを検討する → 2会派  (2) (1)の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用対効果を見極め、掲示箇所やデザイン等の見直しが必要ではないか。</li> <li>対象者も改めて整理し、その上で、継続するか、廃止するかも含め、検討してはどうか。（駅掲示は廃止か。）</li> <li>また、SNSでの発信を強化する取組も併せて検討してはどうか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>主権者教育に力を入れているので、学校への掲示は続けた方がよい。</li> <li>SNS等を利用していない人にも情報を届ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅への掲示はやめる。</li> <li>もう少し簡素にする（大きさ、紙質等）。</li> <li>いつも同じ写真とパターンなので工夫が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポスターデザインの内容改善が必要と思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Facebook、Twitterでの情報発信を行っている。</li> <li>新たに県議会広報紙も作成している（こちらにも費用が掛かる）。</li> <li>議員自身がSNSを使って議会の情報や、自身が質問に立つことを等の発信を行って議会をPRすれば良い。</li> </ul>

(案) 一旦休止し、見直しを検討してはどうか  
 (誰に知らせたいのかなど見直す内容は、新年度、改めて議会改革推進会議で検討することとする)

# オンライン委員会の実施に係る規定整備について

**経緯**

R2年4月 新型コロナウイルス感染症対策として国が緊急事態宣言を発令→ 地方議会のオンライン開催の議論

R2. 4. 30 **総務省通知**（総行第117号）：「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」に「映像と音声の送受信により…委員会を開催することは差し支えない」※本会議への自治法における「出席」は「現に議場にいることと解されている」

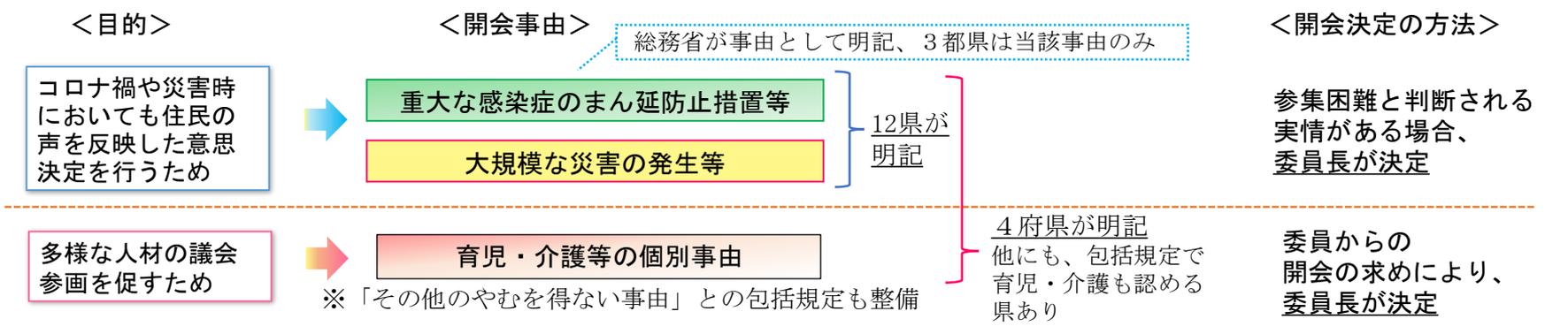
R2. 5月～ 大阪府議会を皮切りに、各都府県で規定整備。（R3までの実開催は8都府県）  
⇒ R4. 10月末時点で19都府県が規定整備済み、今後規定整備予定7県以上

本県IT活用検討委員会でも**模擬委員会を2回実施**（R4. 7、12）。  
⇒ 設備面、運用面の課題整理は引き続き必要だが、報告、質疑応答、採決などができることを確認

## 1 委員会条例の改正（案）

### 開会事由

・先行都府県が設ける事由（**重大な感染症、大規模災害、育児・介護**）はいずれも盛り込み、幅広に設定。



### 条例上の位置づけ、その他条例規定上の取り扱い

- ・「開会の特例」として位置づけ、**オンライン出席は委員長の許可制**
- ・許可を得たオンライン出席委員は、**定足数・表決等における「出席委員」**⇒ 費用弁償の対象
- ・秘密会は開催不可（秘密性の保持が不確実なため）、参考人のオンライン出席可（総務省が認めるもの）
- ・具体的な運用方針は、**要綱を制定**し別に定める ⇒ 条例よりも機動的な改定が可能

# オンライン委員会の実施に係る規定整備について

## 2 富山県議会オンライン委員会運営要綱（案）の制定

### オンライン出席委員の責務

- (1) 常に映像と音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにすること
- (2) 情報セキュリティ対策を適切に講じること
- (3) 現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと
- (4) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること（イヤホン、マイク、ヘッドセット使用可）
- (5) 開会前の通信テストの実施、委員会中に連絡の取れる電話番号等の提示

### オンライン委員会開会手続き

- (1) ①個別事由のある委員の「オンライン委員会開会請求書」の提出 または  
②重大な感染症や大規模な災害により参集が難しいと判断される場合  
⇒ 委員長が（必要性を判断して）開会決定し、委員へ通知
- (2) 通知後、オンライン出席を希望する委員は「オンライン出席申請書」を提出（上記①の開会請求書の提出委員は申請不要）

### オンライン出席の範囲

（都道府県議会デジタル化専門委員会によるオンライン委員会のパターン分類）

	パターンA (ハイブリッド型)	パターンB (ハイブリッド型)	パターンC (完全オンライン型)
正副委員長	委員会室	(委員長又は正副委員長が) オンライン	オンライン
委員	(一部又は全委員が) オンライン	(一部又は全委員が) 委員会室	〃
議会事務局	委員会室	委員会室	〃
執行部	〃	〃	〃
傍聴者	〃	〃	〃

(注) A～Cのいずれのパターンでも、委員会の議事内容は、議案について執行部からの説明が行われ、委員と執行部との質疑応答の後、討論、採決が行われるものとする。

当面の間は、委員長がその職務（出席確認、通信不良時の判断、表決等）を全うすることがより確実と思われる、**パターンA（正副委員長は委員会室）で運営。**  
⇒ **正副委員長はオンライン出席できない旨、規定。**  
※ **なお、執行部は組織で対応しているためオンライン出席の対象外とする。**

### 議事進行のルール

- (1) オンライン出席委員は、本人の映像と音声がいずれも確認できる場合に限り出席として扱う
- (2) オンライン出席委員の賛否は、挙手と発言により1人ずつ確認
- (3) 投票による表決は不可（秘密の保持が不確実）
- (4) 委員長は秩序保持のため回線遮断等が可能

委員会条例の一部改正案

【1 オンライン委員会の開会事由、位置づけ】

第10条（招集）のあとに、第10条の2（開会方法の特例）を新設する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>(招集)</p> <p>第10条 委員会は、委員長が招集する。                  2 略（最初の招集は、議長が招集）                  3 略（委員の1/3以上の請求で招集）</p>	<p>(招集)</p> <p>第10条 委員会は、委員長が招集する。                  2 略                  3 略</p> <p style="text-align: center;">必要性の判断の余地を明記</p> <p>(委員会の開会方法の特例)</p> <p>第10条の2 委員長は、次に掲げる場合において、<u>適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインの方法」という。）を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）を開会することができる。</u></p> <p>(1) <u>重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合</u></p> <p>(2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンライン委員会の開会の求めがある場合</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、委員は、オンラインの方法により委員会に出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の許可を得てオンラインの方法により委員会に出席した委員は、次条（定足数）、第12条（表決）第1項、第13条（委員長及び委員の除斥）及び第25条（記録）の出席委員とする。</u></p> <p>4 <u>オンライン委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>開会方法の特例条項の新設</p> <p>(開催事由)</p> <p>(1) 感染症、災害等による参集困難の判断</p> <p>(2) 育児、介護その他の個別事情による求め</p> <p>・オンライン出席は委員長の許可を得て行う                  ↓                  ・定足数、表決等においても「出席委員」</p> <p>・運用に関する必要事項は別に定める                  →運用要綱</p>

包括規定

委員会条例の一部改正案

【2 オンライン委員会における秘密会（不可とするもの）】

第15条（秘密会）に但し書きを追加し、オンライン委員会は秘密会とすることができない旨を明記する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>(秘密会)</p> <p>第15条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p>	<p>(秘密会)</p> <p>第15条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、第10条の2第1項の規定によりオンライン委員会は、秘密会とすることができない。</u></p>	<p>但し書きの追加</p>

【3 参考人のオンライン出席（可とするもの）】

第24条の2の第1項における参考人の出席にオンラインによる出席を含む旨を追記する。

現 行	改 正 案	備 考
<p>第22条 略（公述人の発言）</p> <p>第23条 略（委員と公述人の質疑）</p> <p>第24条 略（代理人又は文書による意見の陳述）</p> <p>(参考人)</p> <p>第24条の2 委員会が参考人の出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 前3条の規定は、参考人について準用する。</p>	<p>第22条 略（公述人の発言）</p> <p>第23条 略（委員と公述人の質疑）</p> <p>第24条 略（代理人又は文書による意見の陳述）</p> <p>(参考人)</p> <p>第24条の2 委員会が参考人の出席<u>（オンラインの方法による出席を含む。）</u>を求めようとするときは、議長を経なければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p><u>3</u> 前3条の規定は、参考人について準用する。</p>	<p>「参考人の出席」に「オンライン出席を含む」旨を追記</p>

## 運営要綱制定案

富山県議会オンライン委員会運営要綱（案）	備 考
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、富山県議会委員会条例（昭和31年富山県条例第37号。以下「条例」という。）第10条の2第1項の規定によるオンラインを活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関し、同条第4項の規定に基づき、表決の方法その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（オンライン出席委員の責務）</p> <p>第2条 オンラインにより委員会に出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。</li><li>(2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。</li><li>(3) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。</li></ol> <p>2 委員は、第1項の責務を果たすために、イヤホン、マイク、ヘッドセット等を使用することができるものとする。</p> <p>3 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。</p>	<p>※富山県委員会条例に定める委員会 ＝ 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（予算特別委員会を除く） ⇒ オンライン委員会の開会対象</p> <p>・ セキュリティ対策 ・ 出席委員以外の者を入れない ・ 関係ない映像や音声を入れない</p> <p>・ 通信テストは必須とする。 ・ 開会予定時刻の30分前は、実務上は余裕のない時間→実際は1時間前に行っておきたい</p>

富山県議会オンライン委員会運営要綱（案）	備 考
<p>（オンライン委員会の開会）</p> <p>第3条 条例第10条の2第1項第2号の規定により、オンライン委員会の開会を求める委員は、原則として、オンラインによる出席を希望する日の2日前の午後1時までに、オンライン委員会開会請求書（様式第1号）を委員長に提出しなければならない。この場合において、富山県の休日（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する休日（以下、「県の休日」という。）は、日数に算入しない。</p> <p>2 委員長は、条例第10条の2第1項第1号に該当すると認めるとき、又は前項の請求がやむを得ない事由によるものと認めるときは、オンライン委員会の開会を決定することができる。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び各会派代表者の意見を聴くことができる。</p> <p>3 委員長は、前項の決定をしたときは、所属委員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。</p> <p>（オンラインによる出席の申請）</p> <p>第4条 前条第3項の通知を受け、委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、原則として、オンラインによる出席を希望する日の1日前（県の休日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、オンライン出席申請書（様式第2号）を委員長に提出しなければならない。ただし、前条第1項による請求書を提出した委員は、当該提出をもってこれに代えるものとする。</p> <p>2 委員長は、前項の申請書を提出した委員の委員会室への参集が困難であると認めるときは、これを許可するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び各会派代表者の意見を聴くことができる。</p>	<p>・ 委員が個別事由により開会を求める規定による場合 → 2日前の午後1時までに「オンライン委員会開会請求書」を提出</p> <p>・ 重大な感染症または大規模な災害により参集が難しいと判断される場合、または ・ 上記の個別事由がやむをえないものと認められる場合 ⇒ オンライン委員会の開会ができる。 ⇒ 所属委員へ開会決定通知</p>

富山県議会オンライン委員会運営要綱（案）	備 考
<p>（委員長、副委員長のオンライン出席の取扱い）</p> <p>第5条 委員長及び副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインにより委員会に出席することができない。</p> <p>2 委員長が委員会室に出席できないときは、副委員長が委員長の職務を行うものとし、委員長及び副委員長がともに委員会室に出席できないときは、委員会室に出席している年長委員が委員長の職務を行うものとする。</p> <p>（オンライン出席委員）</p> <p>第6条 委員長は、オンラインにより委員会に出席しようとする委員について、本人の映像と音声を確認できる場合に限り、条例第10条の2第3項に規定する出席委員と認めるものとする。</p> <p>（表決の方法等）</p> <p>第7条 委員長は、表決をとろうとするときは、オンライン出席委員の賛否を挙手と発言により1人ずつ確認した後、委員会室に出席している委員の賛否を挙手により確認し、オンライン出席委員の賛否と合算して多少を認定するものとする。</p> <p>2 委員長は、問題について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に行うものとする。</p> <p>3 表決宣告の際、前条の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。</p> <p>4 オンライン委員会においては、投票による表決を行うことができない。</p>	<p>・ 当面、パターンA（正副委員長は委員会室で出席）で運営</p> <p>・ 委員長、副委員長が委員会室に出席できない（＝欠席となる）場合の対応（現行の委員会条例における、委員長、副委員長に事故がある場合の「委員長の職務代行」の取り扱いに準じる）</p> <p>・ 本人の映像と音声がいずれも確認できる場合に限り出席とする</p> <p>・ オンライン出席委員の賛否は、挙手と発言により1人ずつ確認</p> <p>・ 投票による表決は不可とする（秘密保持が困難であるため）</p>

オンライン委員会実施に係る規定整備について

富山県議会オンライン委員会運営要綱（案）	備 考
<p>（秩序保持に関する措置）</p> <p>第8条 オンライン出席委員が条例第18条第2項に規定する状況にあるときは、委員長は、回線の遮断等により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。</p> <p>（疑義の協議）</p> <p>第9条 オンライン委員会の運営に関して疑義が生じた場合は、議長がこれを定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>条例第18条 委員会において<u>地方自治法、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員がある</u>ときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、<u>当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。</u></p> <p>⇒ オンライン委員会においても、委員長が回線遮断等により上記同様の措置をとることを可能とする。</p>

## 富山県議会会議規則の一部改正について（案）

## 1 改正理由

令和 5 年度から議事日程等の配付を取りやめ、ペーパーレス化することから、配付に代わる措置を規定するもの。

## 2 改正内容

現行	改正案	備考
<p>(会議録の配布)</p> <p>第 125 条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。</p>	<p>(同左)</p> <p>第 125 条 会議録は、_____、議員及び関係者に配布する。</p>	「印刷して」を削除
<p>(新設)</p>	<p><u>(配布に代わる措置)</u></p> <p>第 130 条 議長が、この規則の規定により議員に配布すべき議事日程その他の文書の配布に代えて、議員が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講じたときは、当該配布をしたものとみなす。</p>	配布に代わる措置を追加
<p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第 130 条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。</p>	<p>(同左)</p> <p>第 131 条 (同左)</p>	

## 3 現行規則の「配布」に係る規定

(日程の作成及び配布)

第 20 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に**配布**する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して**配布**に代えることができる。

(委員長及び少数意見の報告)

第 41 条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者で第 75 条((少数意見の留保))第 2 項のを行った者が、少数意見の報告をする。

2 少数意見が 2 個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第 1 項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を**配布**し、若しくは朗読したときは、省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

※この外、投票用紙の配布に係る規定あり

## 4 改正までのスケジュール

- ・議会運営委員会で改正概要、条文案の説明
- ・2月定例会に会議規則改正案を提出

## 5 規則改正に伴う要綱、先例の取扱等

要綱及び先例に係る「配付」については、基となる会議規則において「配布に代わる措置」を規定することから、改正はしない。

令和 4 年 12 月 14 日  
議会事務局総務課

## 本会議場からの避難訓練等の実施結果について

### 1 趣旨

令和 4 年度の議会改革に関する行動計画に位置付けられた危機管理対応の取組として、富山県議会危機管理対応マニュアルに基づく避難訓練等を実施

(1) 「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」の送受信テストの実施  
(令和 4 年 7 月)

(2) 本会議場からの避難訓練を実施（令和 4 年 11 月）

### 2 避難訓練の概要

(1) 目的:地震発生時に議会運営及び本会議場からの避難を的確に行えるよう実施するもの

(2) 日時:令和4年11月30日(水) 14:26～15:58

(3) 参加者:54名(議員36名、執行部16名、一般参加者2名)

(4) 訓練内容

- ①避難訓練開始[本会議中に県内で震度7の地震発生との想定で実施]
- ②シェイクアウト[参加者が身を守る体勢をとった後、本会議を暫時休憩]
- ③議場からの避難[職員が議員及び一般参加者を1階正面玄関へ誘導]
- ④議会運営委員会[議員の安否確認後、議会運営委員会において延会を決定]
- ⑤延会の宣告[本会議を再開し、延会を宣告]
- ⑥避難訓練に関する講評(防災・危機管理課主幹)
- ⑦各会派代表者会議の開催(被災地議員のオンライン参加想定)

### 3 避難訓練における今後の対応について

(1) より幅広く有事に対応できるよう、本会議中における地震発生想定の訓練だけでなく、様々な被害想定での訓練実施を検討

(2) 有事において、タブレットを活用して、事務局から災害情報等を各議員へ提供し、又は議会運営委員会や各会派代表者会議などオンライン会議を開催することも想定されるため、日ごろからタブレットを利活用するとともに、オンライン会議を積極的に実施

### 4 今後の予定

- ・多様な被害想定も検討しつつ、避難訓練を継続的に実施（年1回程度）
- ・別紙アンケート（資料 5-2）を実施し、今後の避難訓練の改善に反映

本会議場からの避難訓練に関するアンケート  
(12月23日(金)までに総務課(又は控室)にご提出願います。)

議員名 \_\_\_\_\_

11月30日(水)に実施しました本会議場からの避難訓練について、下記のアンケートにご協力願います。

- 1 災害時の避難や議会運営などの方法について、課題や今後改善が必要と思われる点などございましたら、ご記入願います。

- 2 その他お気づきの点などございましたら、ご記入願います。